

GIFU スペースビジネス協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、GIFU スペースビジネス協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 あらゆる産業が宇宙産業に関連することを見据えて、産学官連携のもと、本県の宇宙産業振興の方向性を議論し、岐阜県内で実施する宇宙産業振興事業に対して共同で取り組むことにより、本県の宇宙産業の振興をはかり、もって宇宙産業を本県の新たな基幹産業としての確立を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 県内で実施する宇宙産業振興や人材育成事業の事業方針等への提言
- 二 県内で実施する宇宙産業振興や人材育成事業への協力及び参加
- 三 その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 2名
- 2 会長は岐阜大学長をもって充てる。
- 3 副会長は、川崎重工業株式会社航空宇宙システムカンパニー防衛宇宙ディビジョン防衛宇宙システム総括部宇宙システム設計部長及び岐阜県商工労働部長をもって充てる。

(役員の任期)

第5条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 任期満了又は辞任によって退任した役員は、その役職の後任者を基本として充てる。
なお、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の責務)

第6条 役員の責務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。

(顧問)

第7条 協議会に対し、知見、経験に基づく助言を得るために、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問に応じ役員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(企画委員)

第8条 協議会に企画委員を3名置く。

- 2 企画委員は、会長が指名する。

(企画委員の任期)

- 第9条 企画委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 任期満了又は辞任によって退任した企画委員は、その役職の後任者を基本として充てる。なお、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(企画委員の責務)

- 第10条 企画委員は、企画委員会を構成し、本会の事業について具体的な調整を行う。

(アドバイザー)

- 第11条 協議会に対し、最新の現場の知見に基づく助言を得るため、アドバイザーを置くことができる。
- 2 アドバイザーは会長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは会長の諮問に応じ企画委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会員等)

- 第12条 協議会は、第2条の目的に賛同する法人、団体、教育・研究機関、行政機関及びそれらに準ずる組織、個人により構成する。
- 2 前項に定める会員として協議会に入会しようとする者は、入会申込書（電子情報処理組織を使用する方法等を含む）を会長あてに提出し、いずれかの役員の承認を得なければならぬものとする。なお、その年に承認を受けた会員については、役員会において報告するものとする。
- 3 本条第1項に定める会員が退会を希望するときは、退会届け（電子情報処理組織を使用する方法等を含む）を会長あてに提出しなければならない。

(除名)

- 第13条 会員が次のいずれかに該当する行為を行ったときは、役員会の審議、議決により、これを除名することができる。ただし、この場合には当該会員に対し弁明の機会が与えられなければならない。
- 一 この会則に違反したとき
- 二 協議会の目的に反する行為をしたとき
- 三 その他協議会に不利益を及ぼした場合、又はそのおそれがある場合

(会議)

- 第14条 協議会の会議は、役員会、企画委員会とし、会長がこれを招集する。

(役員会)

- 第15条 役員会は、役員をもって構成し、次の各号の事項を議決する。
- 一 県内で実施する産業振興や人材育成事業の事業方針等への提言に関すること
- 二 会則の改正に関すること
- 三 その他協議会運営に係る重要事項
- 2 役員会は、原則年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。
- 3 役員会の開催にあたり、会長が必要と認めるときは、顧問の他、議事に関する有識者を招集し、助言を得ることができる。
- 4 役員会の議長は、会長または会長があらかじめ指名する副会長が務める。
- 5 役員会は、役員の総数の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもつて決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 6 前項の規定に関わらず、協議会の解散に係る議事は、役員の3分の2以上の賛成によって決する。
- 7 やむを得ず役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは代理人に表決を委任することができる。この場合において前4項の規定の適用については、その役員は出席したものとみなす。
- 8 緊急の必要がある場合は、会長は書面による賛否を求め、役員会の議決に代えることができる。

(企画委員会)

- 第16条 企画委員会は、会長が指名する委員をもって構成し、次の各号の事項を議決する。
- 1 役員会へ付議すべき事項
 - 2 第3条に掲げる事業の運営に関する事項
 - 3 その他役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 企画委員会は、必要に応じて隨時開催する。
 - 3 企画委員会の開催にあたり、会長が必要と認めるときは、アドバイザーの他、議事に関する有識者を招集し、助言を得ることができる。
 - 4 企画委員会の議長は、企画委員による互選による。
 - 5 企画委員会は、委員の総数の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 6 やむを得ず企画委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは代理人に表決を委任することができる。この場合において前項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。
 - 7 緊急の必要がある場合は、議長は書面による賛否を求め、企画委員会の議決に代えることができる。

(事務局)

- 第17条 協議会の事務局は、岐阜県商工労働部航空宇宙産業課に置く。

(その他)

- 第18条 本会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月21日から施行する。